

旭川市社会福祉審議会 民生委員審査専門分科会の概要等について

1 本専門分科会について

社会福祉法第 11 条第 1 項及び旭川市社会福祉審議会条例施行規則第 2 条第 1 項第 1 号に基づき設置されており、「民生委員の適否の審査に関わる事項」について調査審議を行います。

特に、現任の民生委員児童委員の任期（※）満了に伴い、令和 7 年 1 月 2 日に実施される一斉改選に関わる次の内容について審議を行います。

※ 任期は 3 年と規定されており（民生委員法（以下「法」と言います）第 10 条）、現任委員の任期は令和 4 年 1 月 2 日から令和 7 年 1 月 30 日までとなっています。

(1) 民生委員の定数【法第 3 条及び 4 条】… 資料 2・参考資料 1参照

民生委員は市区町村の区域に配置されること、また区域ごとの定数を条例で定めること等に関する法の定めに基づき、本市では『旭川市民生委員の定数を定める条例』を制定しています。

これまで一斉改選に向け、定数の在り方を見直し条例改正を行っている（※）ことから、今年度についても本分科会での審議を経て、必要に応じ市議会に条例改正（案）を上程します。

(2) 旭川市社会福祉審議会民生委員審査専門分科会審査方針… 資料 3・参考資料 2参照

一斉改選に向け、民生委員児童委員の候補者の審査に関する基準等を含む審査方針を審議し、適宜改正を行います

(3) 民生委員児童委員の候補者の審査【法第 5 条】

民生委員児童委員協議会（民児協）の単位で、市民委員会等の関係者により構成される『（地区）推薦準備会』→『旭川市民生委員推薦会』（市の別の附属機関）を経て推薦された、次期民生委員児童委員の候補者を審議して、市に対し民生委員としての適否に係る意見具申を行います。

2 本専門分科会及び一斉改選に係るおおまかなスケジュール（現時点案） 【 】は根拠法

		市	本専門分科会	推薦会 【法第 8 条】	（地区）推薦準備会
R 6	10	各民児協・市民児連（※）への意見聴取・協議 →定数・審査方針原案作成			
	11 ～ 12		定数案審議／審査方針決定（1 又は 2 回開催）		
R 7	1 ～ 3	【定数変更の場合】 旭川市令和 7 年第 1 回定例会 →条例改正		推薦・推薦等事務取扱要領／推薦準備会開催要綱決定	
	4 ～ 7				候補者の選考／推薦調書等の作成・提出
	8			候補者の推薦 【法第 5 条】	
	9	国に候補者を推薦	候補者に関する市への意見具申 【法第 5 条】		
	10 ～ 12	→厚生労働大臣が委嘱【第 5 条】 (R7.12.1)			

※ 市民児連～旭川市民生委員児童委員連絡協議会
→各民児協の活動に係る連絡調整等を行う組織（事務局：旭川市社会福祉協議会）

3 民生委員児童委員とは（資料4参照）

法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員。地域住民の立場から生活や福祉全般に関する相談・援助活動を実施するほか、児童福祉法に基づく児童委員も兼ねており、妊娠中の心配ごとや子育ての不安に関する様々な相談や支援も行っています。

4 民生委員児童委員に関する現状・課題

- 人口減少・少子高齢化をはじめとした社会経済状況の変化や、個人のライフスタイル・考え方の多様化は、個々が抱える福祉的な困りごとの多様化、地域のつながりの希薄化、社会的孤立の増加等をもたらし、民生委員児童委員が社会から期待される役割はますます重要になっています。
- 民生委員児童委員を担う人材が固定化し、高齢化が顕著に進んでおり、深刻な担い手不足の状況にあります。特に若年層の担い手は少なく、熟練委員のノウハウの継承を含め、質・量ともに持続可能な地域福祉の体制の維持について大きな懸念があります。
- 市ではICT（情報通信技術）を活用し、民生委員児童委員の業務負担軽減を図るとともに、委員間で活動における疑問点を質問し、回答を書き込み合うことができるポータルサイト（Web サイト）の試験的な運用を開始しています。さらに、熟練委員がこれまでの活動から得た経験や知識に関するQ&Aを蓄積し、新任委員等からの質問に対する回答を自動生成するAI機能の段階的な開発にも着手しているところですが、道半ばであり実際の運用には時間を要する状況です。